

石運輸第217号の2  
令和5年7月4日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請  
の取扱いについて」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長より、別添のとおり通知がありましたので了知願  
います。

北信交旅第278号の2  
令和5年6月30日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請  
の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり公示したので了知されるとともに、関係者に周知されたい。

# 公 示

公示第26号

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」（平成31年4月26日付け  
公示第9号）を別紙のとおり一部改正する。

令和5年6月30日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



新

旧

公 示

公 示

公 示 第 9 号

公 示 第 9 号

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する  
認可申請の取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する  
認可申請の取扱いについて

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。

平成31年4月26日

平成31年4月26日

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

北陸信越運輸局長 板崎 龍介

記

記

1. 事前確定運賃の要件及び適用方法

(1) 事前確定運賃は、配車アプリ等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、北陸信越運輸局長が定めた係数を乗じ、1円単位を四捨五入して算定するものであることとする。なお、需給に応じて事前確定運賃を設定する運賃（事前確定型変動運賃。以下同じ。）の認可申請の取扱いについては、7. から11. のとおりとする。

(2) ~ (4) 略

2. ~ 5. 略

6. **事前確定運賃に係るその他事項**

(1) 事前確定運賃による運送時にメーター（事前確定運賃を表示する機能を有するメーターを除く。）を作動させる場合は、旅客の乗車地点においてメー

1. 事前確定運賃の要件及び適用方法

(1) 事前確定運賃は、配車アプリ等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、北陸信越運輸局長が定めた係数を乗じ、1円単位を四捨五入して算定するものであることとする。

(2) ~ (4) 略

2. ~ 5. 略

6. その他

(1) 事前確定運賃による運送時にメーター（事前確定運賃を表示する機能を有するメーターを除く。）を作動させる場合は、旅客の乗車地点においてメー

ター器を「実車」の位置に操作するとともに、メーターをカバー等で覆うこととする。

- (2) 曜日、時間帯、運賃額等により限定して事前確定運賃を適用する場合は、予めその旨を周知することとする。
- (3) 本公示施行後に、制度を見直すべき事由が生じた場合には、本公示の改正も含め、都度見直しを行うこととする。

#### 7. 事前確定型変動運賃の要件及び適用方法

(1) 事前確定型変動運賃は、事前確定運賃であって、配車アプリ等を通じ、需給に応じて柔軟に運賃を変動させることを可能とする運賃であり、かつ変動運賃の平均額が運賃幅（10.（2）の範囲内）に収まるような方法により算定される運賃であるものとする。

(2) 事前確定型変動運賃の適用方法については、1.（2）の適用方法によるほか、以下のとおりとする。

- ① 事前確定型変動運賃を導入する場合には、配車アプリ等によりサービスを提供することとし、事前確定型変動運賃を適用させる間は、当該事業者の「事前確定運賃」は全て「事前確定型変動運賃」とする（事前確定運賃と事前確定型変動運賃の併用はしない）。
- ② 事前確定型変動運賃は、1.（1）により算定された事前確定運賃について、当該運賃の5割増から5割引の範囲内で、10円単位で設定することとする。
- ③ 運賃を変動させる方法は、リアルタイムに変動する運賃を決定する場合、事前に変動する時間帯や要件を決定する場合のいずれの方法でも可能とする。
- ④ 導入する変動方法や配車アプリ等で提供する運賃の種類、運賃の内訳等について、配車アプリの画面上等でわかりやすく旅客に示すこととする。

#### 8. 認可申請手続

##### (1) 申請内容

事前確定型変動運賃の認可申請については、1. から6. に基づき事前確定運賃の認可を受けた者が7.（2）の方法により実施する旨を北陸信越運輸局長に対して申請するものとする。

##### (2) 申請書への添付を求める書類

申請書には以下の書類の添付を求めることとする。

- ① 配車アプリ等による変動方法を示した資料
- ② 運賃水準（変動運賃の平均額が運賃幅に収まる水準。以下同じ。）を確

ター器を「実車」の位置に操作するとともに、メーターをカバー等で覆うこととする。

- (2) 曜日、時間帯、運賃額等により限定して事前確定運賃を適用する場合は、予めその旨を周知することとする。
- (3) 本公示施行後に、制度を見直すべき事由が生じた場合には、本公示の改正も含め、都度見直しを行うこととする。

#### (新設)

#### (新設)

認する方法を示した資料

③ 変動方法等を旅客へどのように示すのか（アプリ表示画面等）が確認できる資料

9. 審査方法

(1) 変動方法や運賃水準の確認方法が適切か、アプリ表示画面等、旅客へ変動方法等を示す手段が旅客にとってわかりやすいものとなっているか等について確認することとする。

(2) 変動運賃の平均額が総括原価により設定された運賃幅に収まる水準となることが認可条件となるため、原価計算書の添付は不要とする。

10. 認可の条件

(1) 運賃水準を満たしているかを定期的に確認するため、3ヶ月毎に実績を求めること（別紙2様式参照）。

(2) 運賃水準の範囲は、事前確定型変動運賃による運送と同様の運送を事前確定運賃で行うと仮定した場合に、当該運賃ブロックの上限運賃により算定した事前確定運賃と、同下限運賃により算定した事前確定運賃の範囲内に収まっているかにより判断すること。

(3) 運賃水準を満たさない場合には、改善の検討を指示し、なお改善されない場合には、道路運送法第31条に基づく事業改善命令の対象となることがあること。

(4) 新たに運転者負担をさせるような慣行が確認された場合には、配車アプリ事業者やタクシー事業者に改善を求めること。

11. 事前確定型変動運賃に係るその他事項

(1) 6. (1) の事項は、事前確定型変動運賃にも適用するものとする。

(2) 全国で最初に事前確定型変動運賃の認可を受けた事業者が運用を開始してから6ヶ月間をモニタリング期間とし、当該モニタリング結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙1)

(別紙2)

(新設)

(新設)

(新設)

(別紙)

附 則

本公示は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和4年1月21日付け公示第63号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和4年1月21日から施行する。
2. 本改正公示の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和4年10月31日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正公示による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」3.（2）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
3. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、北陸信越運輸局長の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、北陸信越運輸局長は3. のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、2.（3）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

附 則（令和5年6月30日付け公示第26号で一部改正）

この公示は、令和5年7月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則

本公示は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和4年1月21日付け公示第63号で一部改正）

1. 改正後の規定は、令和4年1月21日から施行する。
2. 本改正公示の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和4年10月31日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正公示による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」3.（2）の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
3. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、北陸信越運輸局長の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、北陸信越運輸局長は3. のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、2.（3）の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

(別紙1)

	5時台～21時台	22時台～4時台
総運賃収入 (距離制運賃)		
総実車キロ		
総運送回数		

※様式の時間帯は、深夜早朝割増時間帯の適用内容に応じて適宜修正することも可能とする

※「総運賃収入」には、原則各種料金は含めないものとするが、迎車料金について、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものや発車地点より実車扱いとするものを設定している場合は、これを含めてもよいこととする

※時間帯をまたぐ運送に係る実績は、運送を開始した時間が属する時間帯に含めるものとする



<運賃水準の確認>

(別紙2)

事業者名:
報告期間: ○月○日～○月○日

期間	運送回数	事前確定型変動運賃		公定幅運賃を基に通常の事前確定運賃で收受したと仮定した場合の運賃	
		割引・割増前の運賃	割引・割増後の運賃(実際に利用者から收受した運賃)	上限運賃	下限運賃
第1週	令和○年○月○日～○月○日				
第2週					
第3週					
第4週					
第5週					
第6週					
第7週					
第8週					
第9週					
第10週					
第11週					
第12週					
合計					

	A	B	C	D
平均運賃 (合計運賃/運送回数)				

- 注意事項:
- ※1 D<A<Cになるように、事前確定運賃を変動させること。
  - ※2 1週間ごとにデータを整理し、3ヶ月毎に運輸支局に実績を報告すること。
  - ※3 「割引・割増」は、障害者割引、遠距離割引、深夜・早朝割増等を指す。
  - ※4 必要に応じて行を加えて用いること。